

製品安全評価センター業務受託約款

2020年4月1日

(適用)

第1条 一般社団法人日本船舶品質管理協会製品安全評価センター（以下「センター」という。）が、顧客から依頼試験、施設利用試験及び調査研究（以下「試験等」という。）を受託する場合は、本約款の定めるところによるものとします。

2 本約款に定める条件は、試験等に関連してセンターが顧客に対して提供する役務、情報、助言等に適用されます。

3 顧客は、センターに試験等の業務を委託するにあたり、本約款の全ての条項に同意の上、センターの定める方法で申込を行うものとします。

4 顧客とセンターとの間で個別の契約書、請書等により条件が取り決められている場合は、当該契約書、請書等の条件を優先するものとします。

(定義)

第2条 本約款において用いられる用語は、各号のとおり定義されます。

- (1) 顧客：センターに試験等の業務を委託する者
- (2) 依頼試験：船舶の艤装品、船用品をはじめとする機械・電気製品及び部品について、センターが顧客の依頼を受けて船舶安全法、IMO基準、ISO規格、JIS規格、船級協会規則等に基づいて実施する試験（試験成績書を発行）
- (3) 施設利用試験：船舶の艤装品、船用品をはじめとする機械・電気製品及び部品について、改善及び開発に際して、顧客が自らセンターの試験施設・設備・機器等を用いて実施する試験
- (4) 調査研究：IMO、ISO等における艤装品、船用品等に関する技術基準、規格等の制定・改正等に関する情報収集を行うとともに、対応策等について検討を行うもの
- (5) 成果物：依頼試験の試験成績書及び試験データ（数値、グラフ等）並びに調査研究の報告書

(試験等の申込)

第3条 顧客とセンターは、試験等の申込に先立ち、事前打合せを行い、以下の項目について確認するものとします。

- (1) 試験期日
- (2) 試験内容（目的、種類、要求事項、立会の有無等）
- (3) 試験品（種類、要目、図面、数量、搬入時期等）

2 センターは、顧客に当該試験等の実施予定日、請負代金の概算見積を提示するものとします。

3 顧客は、センターから提示された内容を了承した上で、センターが定める様式に従った書面（以下「申込書」といいます。）により、試験等の申込を行うものとします。

4 センターは、当該申込の諾否を判断する際、顧客に申込内容の確認、変更の申し入れを行うことができるものとし、その場合、センターと顧客は協議の上、申込内容の確定・変更を行うものとします。

5 センターは、当該申込の諾否を判断し、その結果を顧客に通知するものとします。

6 センターが、当該申込を受諾する場合、センターは、顧客に試験受付通知を送付するものとし、これにより、センターと顧客の間に、本約款、申込書及び概算見積書に定める条件により、当該申込に関わる契約が締結されるものとします。

（試験等業務の内容及び条件）

第4条 試験等の具体的な内容及び条件は、試験申込書（添付資料・図面を含む）及び試験受付通知に記載されるものとします。

（誓約事項）

第5条 センターは、以下の各号を誓約するものとします。

- (1) 試験等の実施に際して十分な注意を払い、かつ、最善の方法で試験等を行うこと
- (2) いかなるものからも独立した立場で試験等を行うこと
- (3) 試験施設・設備等が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検、整備及び校正を行うこと

2 顧客は、以下の各号を誓約するものとします。

- (1) 試験等の申込において虚偽の申告がないこと
- (2) センターが、試験等の実施に必要な情報の提供を求めた場合、これに応じて十分かつ正確な情報を提供すること
- (3) センターにおいて試験等を実施する場合、法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって試験施設・設備等を使用すること
- (4) センターの業務の妨害又はセンターの名誉・信用を毀損するおそれのある行為をしないこと

（反社会的勢力の排除）

第6条 顧客及びセンターは、自己又は自己の役職員が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

- もって、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 顧客及びセンターは、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 顧客又はセンターは、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- (2) 第1項各号の誓約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 第2号各号の誓約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

4 顧客又はセンターは、前項に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとします。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

(料金)

第7条 顧客は、試験等の実施、成果物又は施設利用の対価（以下「料金」という。）として、センターに対して請求書記載の金額を支払うものとします。

2 試験等の業務完了後、センターは、料金を精算して顧客に対して請求書を発行し、顧客は、請求書到着後翌月末日までにセンターの指定する銀行口座に請求金額を支払うものとします。なお、送金手数料は顧客の負担とします。

3 前項の支払条件に因りがたい場合は、顧客とセンターが協議するものとします。

4 センターを初めて利用する顧客及び本社（個人の場合は住所）が日本国外にある顧客については、原則として料金（概算額）全額を前払いするものとします。

5 次条により契約が解約又は解除された場合であっても、顧客は、センターが既に実施した試験等についての料金を支払うものとします。

6 顧客は、自らの都合で試験開始予定日より7営業日前以降に契約を解約（以下「キャンセル」といいます。）した場合は、原則として以下の各号のキャンセル料を支払うものとします。なお、顧客の都合による試験の中止、延期等の試験日程の変更の場合は、キャンセルに準じて取り扱うこととします。

- (1) 7営業日前から3営業日前までのキャンセル：概算料金の20%
- (2) 2営業日前から1営業日前までのキャンセル：概算料金の50%
- (3) 試験開始予定日当日のキャンセル：概算料金の100%

7 顧客は、本条に基づく支払債務を遅滞した場合、年率3%の割合による遅延損害金をあわせ支払うものとします。

(契約の解約・解除)

第8条 顧客は、センターに対し、書面等で通知することにより、契約を解約することができるものとします。

2 センターは、顧客について以下の各号の事由が生じた場合、顧客に対し書面等で通知することにより、契約を解除することができるものとします。

また、センターが以下の各号により損害を被った場合、顧客に損害賠償を請求することができるものとします。

- (1) 契約（本約款を含む。）のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 第5条及び第6条に定める表明保証又は誓約事項の違反があった場合
- (3) 債務超過、支払不能若しくは支払停止の状態が生じた場合、手形交換所の取引停止処分がなされた場合、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これに類する法的倒産手続（外国法に基づく手続を含みます。）若しくは私的整理手続の開始の申立てがなされた場合、その他信用状態の著しい悪化があった場合
- (4) 事業を停止し又は解散決議が行われた場合
- (5) その他本サービスの提供が困難であるとセンターが合理的に判断した場合

(免責事項)

第9条 顧客は、以下の各号の事項を予め了解するものとします。

- (1) センターが顧客に提出する試験成績書その他の書面は、当該書面が作成された時点での試験品等の状態を示すものであり、試験品等の性能、基準適合性等を証明するものではありません。
- (2) 顧客は、自らの判断と責任により試験等を申し込むものとし、試験等の実施に起因し又は関連して顧客に損害、損失又は費用（以下「損害等」といいます。）が発生しても、センターは責任を負うものではありません。
但し、センターの故意又は重過失により生じた損害等はこの限りではありません。
- (3) センターは、試験等の実施に起因して、センターの故意又は重過失により顧客が損害等を被った場合、顧客より支払われる料金の金額を限度として、当該損害等を補償するものとします。顧客は、センターによる試験等が完了した日から6ヵ月以内に限り、センターに対し、書面により補償を請求できるものとします。当該書面には、請求の理由を合理的な程度に具体的に記載しなければならないものとします。
なお、期限内にセンターに当該書面が到達しない場合には、本項に定めるセンターの補償義務は消滅するものとします。

(譲渡)

第10条 顧客は、センターの事前の書面による承諾を得ずに、契約上の地位及び契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継し又は担保に供することはできないものとします。

(約款の変更)

第11条 センターは、必要と判断した場合には、事前に予告することなく、本約款を変更できるものとします。

2 センターは、本約款を変更した場合、センターが適当と認める方法で、その内容を公表又は通知します。

(秘密保持)

第12条 センターは、試験等に関して顧客から秘密情報として提供を受けた事業上、技術上その他の情報について、その秘密を保持し、本契約で予定する利用目的のための利用の他、これを第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

2 顧客は、センターから試験等に関連して提供された報告書その他の書面、情報、助言等及び本契約の取引条件について、同様にその秘密を保持するものとします。

但し、相手方の書面による承諾がある場合又は裁判所、行政庁、各国政府、国際機関等から適法に開示を求められた場合、その他法令等により開示が義務づけられる場合は、この限りではありません。

以下に掲げる情報は、本項に基づき秘密保持義務を負う情報に含まれないものとします。

- (1) 情報開示時点で、既に公知となっている情報
- (2) 情報開示時点で、既に情報受領者が保有していた情報
- (3) 情報開示後に、情報受領者の責めによらずに公知となった情報
- (4) 情報開示後に、情報受領者が守秘義務を課されることなく、第三者から適法に取得した情報

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 試験等の受託契約(本約款を含む。)は、日本の法律に準拠し、これに従って解釈するものとします。試験等に関する全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(以上)